

令和元年度における中部地区の下請法の運用状況等について

令和2年6月25日
公正取引委員会事務総局
中 部 事 務 所

第1 下請法の運用状況

1 書面調査の実施状況

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的に書面調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めてきている。

書面調査は、中部事務所管内（富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県）に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者7,500名（製造委託等^(注1)5,059名、役務委託等^(注2)2,441名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者46,800名（製造委託等36,075名、役務委託等10,725名）を対象に実施した（第1表参照）。

（注1） 製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2） 情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 書面調査の実施状況

区分 年 度	親事業者調査（名）		下請事業者調査（名）	
	全 国	中 部	全 国	中 部
令和元年度	60,000	7,500	300,000	46,800
製造委託等	35,810	5,059	200,190	36,075
役務委託等	24,190	2,441	99,810	10,725
平成30年度	60,000	7,600	300,000	46,800
製造委託等	39,175	5,440	211,741	37,613
役務委託等	20,825	2,160	88,259	9,187
平成29年度	60,000	7,600	300,000	46,800
製造委託等	38,680	5,511	208,513	37,662
役務委託等	21,320	2,089	91,487	9,138

2 下請法違反被疑事件の処理状況

（1） 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は804件（製造委託等617件、役務委託等187件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者又は下請事業者を対象に行つた書面調査によるものが798件（製造委託等613件、役務委託等185件）、下請事業者等からの申告によるものが6件（製造委託等4件、役務委託等2件）である。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は 796 件（製造委託等 611 件、役務委託等 185 件）であり、全件について下請法第 7 条の規定に基づく勧告又は違反行為の改善を求める指導（違反のおそれのある行為に対する指導を含む。以下同じ。）の措置を講じた。その内訳は、勧告が 1 件（製造委託）、指導が 795 件（製造委託等 610 件、役務委託等 185 件）である。

勧告事件の概要は別紙 1、指導を行った主な事件の概要は別紙 2 のとおりである。

第 2 表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

年 度	区 分	新規着手件数 ^(注2)				処理件数				不問	計
		書面調査	申告	中小企業 庁長官か らの措置 請求	計	勧告 ^(注1)	指導 ^(注1)	小計			
令和元年度	全国	8,360	155	0	8,515	7	8,016	8,023	292	8,315	
	中部	798	6	0	804	1	795	796	0	796	
製造委託等	全国	5,725	100	0	5,825	7	5,524	5,531	179	5,710	
	中部	613	4	0	617	1	610	611	0	611	
役務委託等	全国	2,635	55	0	2,690	0	2,492	2,492	113	2,605	
	中部	185	2	0	187	0	185	185	0	185	
平成 30 年度	全国	7,757	141	0	7,898	7	7,710	7,717	382	8,099	
	中部	779	11	0	790	1	788	789	3	792	
製造委託等	全国	5,276	84	0	5,360	7	5,250	5,257	256	5,513	
	中部	605	9	0	614	1	612	613	3	616	
役務委託等	全国	2,481	57	0	2,538	0	2,460	2,460	126	2,586	
	中部	174	2	0	176	0	176	176	0	176	
平成 29 年度	全国	7,173	97	1	7,271	9	6,752	6,761	307	7,068	
	中部	690	5	0	695	0	698	698	1	699	
製造委託等	全国	5,033	61	1	5,095	9	4,718	4,727	205	4,932	
	中部	549	3	0	552	0	554	554	1	555	
役務委託等	全国	2,140	36	0	2,176	0	2,034	2,034	102	2,136	
	中部	141	2	0	143	0	144	144	0	144	

(注 1) 勧告又は指導を行った事件の中には、製造委託等及び役務委託等の双方において違反行為が認められたものがあるが、本表においては、当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して、件数を計上している。

(注 2) 新規着手件数には、消費税軽嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況（第 3 表参照）

ア 勧告又は指導を行った件数を下請法違反の行為類型別にみると、合計で 1,517 件となっており、このうち、製造委託等に係るものが 1,165 件、役務委託等に係るものが 352 件となっている。

イ 発注書面の交付義務等を定めた手続規定違反（下請法第3条又は第5条違反）は751件（類型別件数の合計の49.5%）となっており、このうち、製造委託等に係るものは569件、役務委託等に係るものは182件となっている。

ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定違反（下請法第4条違反）は766件（類型別件数の合計の50.5%）である。その内訳は、①下請代金の支払遅延が274件（実体規定違反に係る類型別件数の合計の35.8%）、②下請代金の減額が174件（同22.7%）、③買いたたきが106件（同13.8%）等となっている。

(ア) 製造委託等に係る実体規定違反は596件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が195件（製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の32.7%）、②下請代金の減額が130件（同21.8%）、③買いたたきが87件（同14.6%）等となっている。

(イ) 役務委託等に係る実体規定違反は170件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が79件（役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の46.5%）、②下請代金の減額が44件（同25.9%）、③買いたたきが19件（同11.2%）等となっている。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件]

年 度	区 分	手續規定違反			実 体 規 定 違 反												合計	
		書面交付義務	書類保存義務	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買いたたき	購入等強制	早期決済	害弓因難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計		
令和元年度	全国	5,864	745	6,609	32	3,651	1,150	14	721	72	98	254	336	590	1	6,919	13,528	
	中部	686	65	751	5	274	174	1	106	12	14	36	63	81	0	766	1,517	
	製造委託等	全国	4,202	458	4,660	29	2,160	867	11	533	47	92	243	287	458	1	4,728	9,388
		中部	529	40	569	4	195	130	0	87	5	14	34	57	70	0	596	1,165
	役務委託等	全国	1,662	287	1,949	3	1,491	283	3	188	25	6	11	49	132	0	2,191	4,140
		中部	157	25	182	1	79	44	1	19	7	0	2	6	11	0	170	352
平成30年度	全国	5,964	778	6,742	46	3,371	834	19	1,487	90	113	374	348	132	5	6,819	13,561	
	中部	682	79	761	5	276	106	1	222	8	12	44	42	11	0	727	1,488	
	製造委託等	全国	4,183	520	4,703	36	2,051	642	14	1,195	61	110	356	291	96	3	4,855	9,558
		中部	529	62	591	5	213	93	1	193	7	12	37	39	10	0	610	1,201
	役務委託等	全国	1,781	258	2,039	10	1,320	192	5	292	29	3	18	57	36	2	1,964	4,003
		中部	153	17	170	0	63	13	0	29	1	0	7	3	1	0	117	287
平成29年度	全国	5,322	649	5,971	23	3,129	611	20	1,179	94	92	324	261	45	0	5,778	11,749	
	中部	553	55	608	0	244	77	3	180	11	8	48	28	5	0	604	1,212	
	製造委託等	全国	3,826	448	4,274	19	1,988	461	19	932	62	89	311	212	29	0	4,122	8,396
		中部	444	35	479	0	190	65	3	151	7	8	48	24	2	0	498	977
	役務委託等	全国	1,496	201	1,697	4	1,141	150	1	247	32	3	13	49	16	0	1,656	3,353
		中部	109	20	129	0	54	12	0	29	4	0	0	4	3	0	106	235

(注1) 1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

令和元年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者10名^(注)から、下請事業者269名^(注)に対し、下請代金の減額分の返還等、総額2385万円相当の原状回復が行われた。

(注) 親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。

ア 下請代金の減額事件においては、親事業者 4 名から、下請事業者 226 名に対し、2213 万円の減額分が返還された（第 4 表参照）。

第 4 表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況

項目 年 度		返還を行った 親事業者数	返還を受けた 下請事業者数	返還の年度総額 (原状回復額) (注)
令和元年度	全国	104 名	4,087 名	17 億 6191 万円
	中部	4 名	226 名	2213 万円
平成 30 年度	全国	120 名	4,593 名	1 億 8367 万円
	中部	9 名	338 名	2041 万円
平成 29 年度	全国	140 名	7,659 名	16 億 7800 万円
	中部	6 名	244 名	976 万円

(注) 原状回復額は 1 万円未満を切り捨てている。以下同じ。

イ 下請代金の支払遅延事件においては、親事業者 5 名から、下請事業者 42 名に対し、124 万円の遅延利息が支払われた（第 5 表参照）。

第 5 表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

項目 年 度		支払を行った 親事業者数	支払を受けた 下請事業者数	支払の年度総額 (原状回復額)
令和元年度	全国	132 名	2,931 名	3 億 2026 万円
	中部	5 名	42 名	124 万円
平成 30 年度	全国	165 名	4,901 名	4 億 2288 万円
	中部	6 名	39 名	82 万円
平成 29 年度	全国	138 名	3,015 名	1 億 9675 万円
	中部	10 名	200 名	3571 万円

ウ 返品事件においては、親事業者 1 名から、下請事業者 1 名に対し、48 万円が支払われた（第 6 表参照）。

第 6 表 返品事件における返品分の支払状況

項目 年 度		支払を行った 親事業者数	支払を受けた 下請事業者数	支払の年度総額 (原状回復額)
令和元年度	全国	11 名	106 名	6 億 6438 万円
	中部	1 名	1 名	48 万円
平成 30 年度	全国	7 名	59 名	1911 万円
	中部	—	—	—
平成 29 年度	全国	11 名	107 名	360 万円
	中部	1 名	1 名	1 万円

(注) 該当がない場合を「—」で示した。

第2 企業間取引の公正化への取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

令和元年度の状況は次のとおりである。

1 下請法等に係る講習会

(1) 基礎講習会

公正取引委員会は、企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習会開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした「基礎講習会」を実施している。

令和元年度においては、中部事務所では7回の講習会を実施した。

(2) 下請取引適正化推進講習会

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を全国各地で実施するなど、下請法の普及・啓発を図っている。

令和元年度においては、中部事務所では中部経済産業局等と共同して、当該講習会を6県7会場（うち公正取引委員会主催分3県3会場）で実施した。

2 下請法等に係る相談

(1) 相談受付

公正取引委員会では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。

令和元年度においては、中部事務所では979件の相談に対応した。

(2) 中小事業者のための移動相談会

公正取引委員会では、下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、全国の当該中小事業者が所在する地域に公正取引委員会の職員が出向いて、下請法等について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相談会」を実施している。

令和元年度においては、中部事務所では10か所で実施した。

(3) 公正取引委員会よろず相談室

公正取引委員会では、中部事務所の管轄区域のうち、中部事務所の所在地である名古屋市から遠方の地域（石川県、富山県）における相談対応の一層の充実を図るため、当該地域において、中部事務所の職員が毎月一定の日に、同じ会場にて相談受付等を行う「公正取引委員会よろず相談室」を実施している。

令和元年度においては、11回実施した。

3 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している。令和元年度における中部事務所管内の下請取引等改善協力委員（定員）は20名である。

令和元年度においては、6月以降、下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。

4 コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等からの下請法等に係る相談に応じるとともに、下請法等の一般の普及・啓発を図るため、事業者団体等が開催する研修会等に講師を派遣している。

令和元年度においては、中部事務所では事業者団体等へ13回講師を派遣した。

令和元年度における勧告事件

三友工業株に対する件（令和元年9月27日）	
親事業者	三友工業株
事業内容	ゴム射出成形機 ^(注1) 等の製造販売業
下請取引の内容	ゴム射出成形機等の部品、半製品及び原材料の製造委託
違反行為の概要 (期間)	<p>【下請代金の減額（第4条第1項第3号）】</p> <p>次のアからウまでの額を下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。</p> <p>ア 「期間契約」^(注2)の額（平成29年11月～平成31年1月）</p> <p>イ 「特別物件価格協力」^(注2)の額（平成29年11月～平成30年12月）</p> <p>ウ 「手数料」^(注3)の額（平成29年11月～平成31年3月）</p>
減額金額	下請事業者36名に対し、総額2010万4269円

（注1）主に自動車部品であるゴム製品を射出成形して製造するための機械

（注2）「期間契約」・「特別物件価格協力」　自社の利益確保のために徴収した金銭のこと。

（注3）「手数料」　下請代金を手形等ではなく現金で支払っていることを理由として徴収した金銭のこと。

令和元年度における主な指導事件

1 下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）

- ① 電気通信サービスの利用申込受付業務を下請事業者に委託しているA社は、下請事業者の役務の提供を受けた日から60日以内に下請代金を支払わなければならないにもかかわらず、A社が自社の取引先に対して申込書類を発送した日を基準とした締切制度を探っていたため、支払遅延が生じていた。
- ② 食材の加工を下請事業者に委託しているB社は、下請事業者との間で、支払期日が金融機関の休業日に当たった場合に、支払期日を金融機関の翌営業日に順延することについてあらかじめ書面で合意をしていないにもかかわらず、下請代金の支払期日が金融機関の休業日に当たることを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
- ③ 自動車用内装部品の加工を下請事業者に委託しているC社は、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領した日から60日以内に下請代金を支払わなければならないにもかかわらず、「毎月末日納品締切、翌々月5日支払」の支払制度を探っていたため、支払遅延が生じていた。
- ④ 輸送用機器の部品の製造を下請事業者に委託しているD社は、自社の経理処理が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。

2 下請代金の減額（第4条第1項第3号）

- ① プライベート・ブランド商品である食品の製造を下請事業者に委託しているE社は、下請事業者に対し、商品の単価に数量を乗じて下請代金の額を計算しているところ、伝票ごとに1円未満の端数が生じた場合、端数を切り捨てて精算することにより、下請代金の額を減じていた。
- ② 産業用機械部品の加工を下請事業者に委託しているF社は、「値引き」と称して、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。
- ③ 結婚披露宴の引き出物の製造を下請事業者に委託しているG社は、下請事業者との間で下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨の合意をせずに、自社が実際に支払う振込手数料を下請代金の額から減じていた。

3 買いたたき（第4条第1項第5号）

- ① 印刷物の作成を下請事業者に委託しているH社は、下請事業者と十分な協議をすることなく、見積金額から一律一定率を引き下げて下請代金の額を定めていた。
- ② 食品加工業務を下請事業者に委託しているI社は、発注数量が減少等しているにもかかわらず、下請事業者と十分な協議をすることなく、従来の単価に据え置いて下請代金の額を定めていた。

4 購入・利用強制（第4条第1項第6号）

- 結婚披露宴の司会進行を下請事業者に委託しているJ社は、発注担当者を通じて、下請事業者に対し、自社が販売するディナーショーチケットを購入させていた。

5 有償支給原材料等の対価の早期決済（第4条第2項第1号）

- 自動車用部品の塗装を下請事業者に委託しているK社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているが、当該原材料の対価について、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日よりも早い時期に、支払うべき下請代金の額から控除していた。

6 割引困難な手形の交付（第4条第2項第2号）

- 産業用機械部品の塗装を下請事業者に委託しているL社は、下請事業者に対し、手形期間が120日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える手形を交付していた。

7 不当な経済上の利益の提供要請（第4条第2項第3号）

- 自動車用内装部品の加工を下請事業者に委託しているM社は、下請事業者に対し、自社が所有する金型を貸与しているところ、当該部品を大量に発注する時期を終えた後、当該部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、金型を無償で保管させていた。

中部地区における下請法違反勧告事件一覧（平成 26 年 4 月 1 日以降）

年度No.	関係人	分野 (注1)	勧告 年月日	違反内容	下請代金の減額		その他(注2)	
					対象下請 事業者数 (名)	減額金額 (円)	対象下請 事業者数 (名)	金額 (円)
26-1	株森創	製造 情報	H26. 6. 27	減額(値引き)	69	48, 067, 400		
26-2	株ヒマラヤ	製造	H26. 6. 27	減額(値引き) 返品	45	19, 695, 336	2	83, 890, 601
30-1	株柿安本店	製造	H31. 2. 21	減額(販売協力金)	5	15, 158, 869		
R1-1	三友工業(株)	製造	R1. 9. 27	減額(期間契約等)	36	20, 104, 269		

(注1)違反に係る下請取引が複数分野ある事件では、下請事業者が被った不利益が大きいものから記載している。

(注2)「その他」欄の「金額」欄には、減額以外の違反行為について下請事業者が被った不利益の額を記載している。